

訴 状

事件名:損害賠償請求事件 令和6年11月7日作成

庄原簡易裁判所 御 中

(送達場所)

原 告

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 309
高野 邦 夫(コウノクニオ)

被 告

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 406
津 田 廣 雄(ツダヒロオ)

訴訟物の価額	金 100,000 円
貼用印紙額	金 1,000 円
予納郵券	金 7,000 円

付属書類	甲号証 写し 4 通
〃	証拠説明書(1) 1 通

記

請求の趣旨

1. 被告は原告に対し金 100,000 円、及びこれに対する令和6年9月24日から完済に至るまで年3分の割合による金員の支払をせよ。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

以上の通りの判決、及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1. 被告は令和6年9月24日(火)午前6時30分～8時30分頃まで、他人所有(不在地主)の土地上(原告の居宅から10m内外でプロパンガスボンベ2本がある)において廃棄物処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物法という)に違背し、ビニールホース・硬質プラスチックのカゴ・発泡スチロールの保冷箱・何処からか持ち込んだらしきポリエチレン袋に入ったゴミ等を不法焼却した(甲第1号証の1)。夥しいPM2.5(粒状物質)を含む黒煙を近隣に撒き散らした事は言うまでもない。原告の居室は2Fの至近距離にあり、黒煙の毒悪臭の直撃を受けた。物干し台から見下ろした原告の顔を認識したにもかかわらず、「文句でもあるか」というような形相で被告は不法焼却を続行したものである。
2. 以上の点は廃棄物法違反の不法焼却を手段として原告に暴行を加えたと言え、同時に民法第709条の不法行為を構成する事に疑いの余地はない。
3. 令和6年8月以降何件か被告が不法焼却した記録があるが、本訴請求は令和6年9月24日の不法焼却に限定したものである。なお庄原市で例外として許されるゴミ焼却基準を証拠提出する(甲第3号証)。

関係法令

★民法第七〇九条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

★刑法第二〇八条(暴行)

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

判例:暴行とは、人の身体に対する不法な攻撃方法の一切をいい、その性質上傷害の結果を惹起すべきものであることを要しない。(大判昭8・4・15刑集一二一四二七)

★廃棄物の処理及び清掃に関する法律

*第一条(目的)

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第二五条

次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者

二 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可(第七条第二項若しくは第七項、第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新を含む。)を受けた者

三 第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行つた者

四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

* 第一六条の二(焼却禁止)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

4. また被告の燃える物なら何でも燃やすという不法焼却は、被告が平成 24 年 4 月頃に他所から現住所地に転入して来て 12 年以上にも及ぶが、一見して不法焼却と認められる写真ファイルを追って証拠提出する用意がある(甲第 5 号証)。

5. なお被告には傷害罪の前科・前歴が存在するものと思料される(甲第 4 号証)。

令和 6 年 11 月 7 日(木)作成

以上原告 高野 邦夫(コウノクニオ)